

受付期間 4月1日(水)～5月25日(月) ※厳守

★申請は毎年必要です。
前年減免認定を受けた方も必ず申請してください。

※前年減免認定を受けた方には、申請様式を4月上旬に送付します

申請に必要なもの

- ①印鑑
 - ②身体障害者手帳・戦傷病者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳
 - ③自動車車検証または写し
 - ④運転免許証(軽自動車等の運転者)または写し
 - ⑤マイナンバーが確認できる書類(マイナンバーカードまたは通知カード等)
- 障害者本人が申請する場合…マイナンバーカードまたはマイナンバー通知カードが必要
- 代理人が申請する場合…障害者本人の申請に必要なものに加え、代理の方の本人確認ができる運転免許証などの顔写真付身分証明書の写し、委任状が必要

問い合わせ・申請先

市役所 税務収納課 市民税係
☎57-8504



身体障害者等の方の軽自動車税(種別割)減免制度

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳のいずれかの交付を受けている方が対象になります。

減免の対象

自動車の所有者 ※1	運転者	車両使用の内容	台数等
身体障害者本人	身体障害者本人	移動のため	1台 車種は自家用のもの
身体障害者本人(18歳未満)・知的障害者本人・精神障害者本人、またはその方と生計を同一にする方 ※2	身体障害者等の方と生計を同一にする方または障害者等の方を常時介護する方 ※3	身体障害者等の方の通院・通学(通園)・通所・通勤のための送迎	

※1「所有者」…原則として、所有者が身体障害者の方の名義であること(=身体障害者の方が軽自動車税《種別割》の納税義務者になっていること)
 ※2「生計を同一にする方」…同居の親族が条件(別居の場合は、扶養の関係が確認される場合のみ対象)
 ※3「常時介護する方」…障害者の方の通院等のために継続して日常的に運転する方

減免の要件

- ①身体障害者手帳や戦傷病者手帳の交付を受けている方(障害者認定を受けた部位や等級によって減免の可否が異なりますので、お問い合わせください)
- ②知的障害者の方は、療育手帳A1、A2の等級の交付を受けている方
- ③精神障害者の方は、精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方

※普通自動車税(種別割)の減免を受ける方は、軽自動車税(種別割)の減免を申請することはできません。普通自動車税(種別割)減免制度のお問い合わせ、および減免申請は中央東税事務所(☎088-866-8510)へ



第11回戦没者等の遺族に対する特別弔慰金について

戦没者等のご遺族に第11回特別弔慰金(記名国債)が支給されます。給付を受けるためには請求が必要となります。

- 支給の対象となる方
戦争で亡くなられた方が死亡した当時の遺族で、令和2年4月1日(基準日)において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受けられる方(戦没者等の妻や父母)がない場合に、次の順番で先順位のご遺族お一人に支給されます。
- 順位
戦没者等の死亡当時の遺族で、
①令和2年4月1日までに、戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
②戦没者等の子
③戦没者等の①父母 ②孫 ③祖父母 ④兄弟姉妹
ただし、戦没者等の死亡当時、生計関係を有している等の

児童扶養手当額改定

ひとり親家庭や父または母が身体や精神に重い障害があるときなどに、児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間の児童または、一定の障害がある場合は20歳未満の児童)の母または父に支給。なお、両親がいない場合は養育者が対象となる場合があります。

■手当額が引き上げられます
令和2年全国消費者物価指数の実績値が公表され、その結果、令和2年度の児童扶養手当額が0.5%引き上げになります。

児童扶養手当の金額

- 【本体額】
・全部支給 43,160円
・一部支給 43,150円
・一部支給 10,180円
- 【第2子加算】
・全部支給 10,190円
・一部支給 10,180円
・一部支給 5,100円
- 【第3子以降加算】
・全部支給 6,110円
・一部支給 6,100円

※手当額は、本人および同居の扶養義務者の所得や、扶養親族の数等によって決定します。なお所得額が限度額を超えている場合の手当額は0円(全部停止)になります。

支給月	支給対象月
1月	11月～12月分
3月	1月～2月分
5月	3月～4月分
7月	5月～6月分
9月	7月～8月分
11月	9月～10月分

■申請先・問い合わせ
市役所市民保険課



特定健診受診券の事前発行ができます

特定健診受診券は、4月1日時点で国保に加入している40～74歳の方を対象に、5月下旬頃に郵送します。受診券郵送以前(4～5月下旬)に受診を予定している方は、受診券の事前発行を行いますので、市民保険課へご連絡ください。また、人間ドックを受診する時に受診券を持参すると、特定健診にあたる費用の割引が受けられます。

- 助成申請が必要な機関
・いずみの病院
・高知赤十字病院
- 助成申請に必要なもの
・受診者本人名義の通帳
・印鑑
- 問い合わせ
市役所市民保険課

高知家健康バスポートのポイントをお得にゲット!

高知家健康バスポートをお持ちの香南市民の方は、ポイントがまとめて取得できる2つのチャレンジがあります。また、シールもしくはスタンプを10個集めることに香南市ギフトカタログで利用できる、500円分のクーポン券をプレゼント!(年度内1人2,000円分まで)

- 健康いきいきチャレンジ
血圧・運動・体重の取り組みを1カ月間記録し、記録用紙を提出するとポイントが5ポイント取得できます(グリーンまたはブルーシール相当)。
- 受付期間
2021年1月29日(金)まで
- 健康いきいきビッグチャレンジ
健診結果や現在の健康状態から、体重(腹囲)・禁煙・休肝日・間食の項目で生活習慣の改善に3カ月間取り組み、記録用紙を提出します。数値の改善ができれば10ポイント(グリーンシール相当)取得できます。
- 受付期間
11月30日(月)まで
- 問い合わせ
市役所健康対策課



令和2年度 園芸用ハウス整備事業(災害復旧区分)

近年、台風などにより園芸用ハウスの被災が増加しています。このような自然災害に対応するため、被災した園芸用ハウスの復旧工事に係る費用の一部を支援する災害復旧区分があります。園芸施設共済または民間事業者が提供する保険に加入していることが必須ですので、ご注意ください。

- 補助対象/ハウス本体(被覆資材を除く)および、附帯設備の復旧
※ただし、附帯設備を補助対象とする場合は園芸施設共済の附帯設備に加入する必要があります
- 補助対象事業費に対する補助率/3/5以内
- 問い合わせ/農林水産課☎57-7517、農農業協同組合香美営農経済センター☎56-2372、県中央東農業振興センター☎53-3039

農業用燃料対策事業

■事業内容
農業者が所有・利用している園芸用ハウスの加温用燃料タンクを削減する場合に、重油代替暖房機の整備に係る経費に対して、県と市が補助を行います。

- 事業実施主体
・農業協同組合
・燃料販売を行う事業者
・園芸用ハウスの加温用燃料タンクを所有または所有しようとする者、および団体
- 対象となる経費や補助率等
詳細はお問い合わせください。
- 問い合わせ
市役所農林課

税 務 局
定 資 産 税
市 国 民 健 康 保 険 料
後 期 高 齢 者 医 療 保 険 料
随 2 期 の 納 期 限 は
4月30日(木)です。
期限内の納付をお願いします。